

第 42 回 全 国 育 樹 祭
東 京 都 実 行 委 員 会

設 立 会 議

期 日 平成 28 年 11 月 17 日 (木)

場 所 新 宿 N S ビ ル

目 次

全国育樹祭の概要について	1
第 42 回全国育樹祭 開催準備経過について	3
第 1 号議案 第 42 回全国育樹祭 東京都実行委員会の設立について ...	4
第 2 号議案 第 42 回全国育樹祭 東京都実行委員会会則について	6

全国育樹祭の概要について

全国育樹祭は、健全で活力ある森林を育て、次の世代に引き継ぐことの大切さを伝えていくことを目的に、昭和52年から毎年秋季に開催されている、国民的な森林・緑の祭典である。

- 1 主 催：開催都道府県・公益社団法人国土緑化推進機構
- 2 開催時期：秋季（過去の実績では9月～11月）
- 3 主な行事（皇族殿下ご臨席）

① お手入れ行事

天皇皇后両陛下が、全国植樹祭の時にお手植えされた樹木を、皇族殿下がお手入れされる「親が植え、子が育てる」という世代を超えた営みを象徴する行事



埼玉県



京都府

② 式典行事

- ・主催者あいさつ
- ・皇族殿下のお言葉
- ・森林・林業に貢献した個人や団体の表彰
- ・緑の少年団活動発表
- ・メインテーマアトラクション
- ・大会宣言等



埼玉県

※参考 全国植樹祭

天皇皇后両陛下のご臨席を仰ぎ、昭和25年から毎年春季に開催されている。両陛下によるお手植え・お手播きや各種表彰、参加者による記念植樹等を実施する。

第47回全国植樹（東京都開催）の概要

【開催日】平成8年5月19日

【大会テーマ】森が支える暮らし、都市がはぐくむ緑ー東京森隣生活(しんりんせいかつ)

【会場】海の森公園予定地（中央防波堤内側埋立地）【両陛下のお手植え】
辰巳の森海浜公園【両陛下のお手播き】
檜原都民の森 の3箇所で開催

4 その他の行事

① 育林交流集会（併催行事）

都内外の林業関係者に加え、ボランティア団体等の幅広い参加により、森林・林業の課題等をテーマに講演会等を実施



京都府

② 緑の少年団活動発表大会（併催行事）

全国から選ばれた緑の少年団と都内の緑の少年団が、日頃の活動状況の発表等を行い、相互研鑽と交流を図る。



京都府

③ 森林・林業・環境機械展示実演会（記念行事）

全国の林業機械メーカー等による最新鋭の高性能林業機械等の展示・実演（約10haの広大な敷地が必要）



京都府



岐阜県

④ 育樹活動

全国育樹祭の参加者が育樹の大切さへの想いを共有できるように、枝打ちや施肥等を実施



埼玉県



山形県

これまでの開催状況（全国育樹祭）

回数	開催年度	開催県	回数	開催年度	開催県	回数	開催年度	開催県	回数	開催年度	開催県	回数	開催年度	開催県
1	52	大分県	10	61	宮崎県	19	7	滋賀県	28	16	徳島県	37	25	埼玉県
2	53	秋田県	11	62	北海道	20	8	栃木県	29	17	兵庫県	38	26	山形県
3	54	福岡県	12	63	山形県	21	9	青森県	30	18	広島県	39	27	岐阜県
4	55	福井県	13	元	茨城県	22	10	鳥取県	31	19	熊本県	40	28	京都府
5	56	新潟県	14	2	山梨県	23	11	大阪府	32	20	愛媛県	41	29	香川県
6	57	長野県	15	3	島根県	24	12	福島県	33	21	長崎県	42	30	東京都
7	58	富山県	16	4	高知県	25	13	鹿児島県	34	22	群馬県	43	31	沖縄県
8	59	岩手県	17	5	三重県	26	14	佐賀県	35	23	奈良県			
9	60	千葉県	18	6	石川県	27	15	愛知県	36	24	静岡県			

第 42 回全国育樹祭 開催準備経過について

年	月 日	経 過
27 年 度	6 月 26 日	全国育樹祭開催申請 ＜(公社)国土緑化推進機構あて提出＞
	8 月 6 日	国土緑化推進機構理事会で平成 30 年東京都開催が決定
	10 月 15 日	全国育樹祭準備協議会（第 1 回）開催
	2 月 5 日	全国育樹祭準備協議会（第 2 回）開催
28 年 度	4 月 7 日	国土緑化推進機構による会場候補地の現地調査・協議 及び決定
	4 月 8 日	お手入れ会場を「海の森公園予定地」に、式典会場を 「武蔵野の森総合スポーツ施設」にすることを発表 「第 42 回全国育樹祭 基本構想」発表
		大会テーマ・シンボルマークを公募（6 月 10 日まで）
	6 月 30 日	大会テーマ・シンボルマーク・ポスター原画審査会 （第 1 回）の実施
	7 月 1 日	大会ポスター原画を公募（9 月 10 日まで）
	10 月 26 日	大会テーマ・シンボルマーク・ポスター原画審査会 （第 2 回）の実施
	11 月 17 日	第 42 回全国育樹祭 東京都実行委員会 設立会議 及び 第 1 回総会

第 1 号議案

第 42 回全国育樹祭 東京都実行委員会の設立について

別紙、設立趣旨のとおり、第 42 回全国育樹祭 東京都実行委員会を設立する。

第 1 号議案（別紙）

第 42 回全国育樹祭 東京都実行委員会設立趣旨（案）

東京都は、健全で活力ある森林を育て、次の世代に引き継ぐことの大切さを伝えるため、公益社団法人国土緑化推進機構との共催で、平成 30 年に「第 42 回全国育樹祭」を開催します。

森づくりや木材利用への機運を一層高める絶好の機会であるこの大会を成功させるためには、万全を期した準備を進めるとともに、円滑な大会運営を行う必要があります。

そのため、幅広い関係機関、関係団体の参加のもと、各種計画の策定や運営を担う「第 42 回全国育樹祭 東京都実行委員会」を設立します。

第 2 号議案

第 42 回全国育樹祭 東京都実行委員会会則について

第 42 回全国育樹祭東京都実行委員会会則は、別紙のとおりとする。

第2号議案（別紙）

第42回全国育樹祭 東京都実行委員会会則（案）

第1章 総 則

（名 称）

第1条 本会の名称は、第42回全国育樹祭 東京都実行委員会（以下「実行委員会」という。）とする。

（目 的）

第2条 実行委員会の目的は、第42回全国育樹祭（以下「育樹祭」という。）の開催に必要な事業を行うこととする。

（事 業）

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 育樹祭の開催に必要な企画及び運営に関すること
- (2) 関係機関及び団体との連絡調整に関すること
- (3) その他育樹祭の開催に必要な事項に関すること

第2章 組 織

（組 織）

第4条 実行委員会は、会長、副会長、委員及び監事（以下「委員等」という。）をもって組織する。

2 委員等は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

（職 務）

第5条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した副会長が、その職務を代理する。

3 委員は、この会則に従い議事の審議を行う。

4 監事は、会計の監査に当たる。

（任 期）

第6条 委員等の任期は、第16条の規定により実行委員会が解散する日までとする。

ただし、就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体の役職を離れたときは、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

（報酬及び旅費）

第7条 委員等への報酬及び旅費は、支給しないものとする。ただし、会長が必要と認めた場合には支給することができる。

第3章 会 議

(総 会)

第8条 実行委員会の総会（以下「総会」という。）は、会長、副会長及び委員（以下「実行委員」という。）並びに監事をもって構成する。

2 総会は、会長が招集し、会長が指名した者が議長となる。

3 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 会則の改廃に関する事
- (2) 育樹祭の企画及び運営の基本的事項に関する事
- (3) 事業計画及び事業報告に関する事
- (4) 予算及び決算に関する事
- (5) その他育樹祭の開催に関し重要な事項に関する事

4 総会は、実行委員の過半数の出席がなければ、開会し、議決することができない。ただし、やむを得ない理由により総会に出席できない実行委員は、代理人を総会に出席させることができる。この場合、当該代理人には、実行委員と同一の権限を付与するものとする。

5 総会の議事は、出席した実行委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによるものとする。

6 前項の場合においては、議長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

7 会長が必要と認める場合は、事前に送付した議案に対し書面をもって評決し、総会の議決に代えることができる。

8 会長は、必要があると認めたときは、総会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(専決処分)

第9条 会長は、緊急を要し総会を招集する時間的余裕がないと認めるときは、前条第3項各号に掲げる事項について専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分したときは、会長は、これを次の総会において報告し、その承認を求めなければならない。

(幹事会)

第10条 実行委員会に幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長、副幹事長、幹事（以下「幹事等」という。）をもって構成する。

3 幹事等は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。

4 幹事会の会議は、幹事長が招集し、幹事長が指名した者が議長となる。

5 第6条及び第7条の規定は、幹事会において準用する。この場合において、「委員等」とあるのは「幹事等」と読み替えるものとする。

6 幹事会は、次に掲げる事項を審議し、決定する。

- (1) 総会に付議すべき事項に関する事
- (2) 第8条第3項各号に掲げる事項以外で、育樹祭の実施に必要な事項に関する事

(3) その他会長が必要と認める事項に関すること

7 第8条第4項から第8項までの規定は、幹事会において準用する。この場合において「総会」とあるのは「幹事会」と、「会長」とあるのは「幹事長」と、「実行委員」とあるのは「幹事等」と読み替えるものとする。

8 前各項に定めることのほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

(専門委員会)

第11条 幹事会は、必要があるときは、特定の事項を審議するため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会は、幹事長が指名する委員をもって組織する。

3 専門委員会で決議した事項については、幹事長の承認を得ることにより、幹事会の決定とすることができる。

4 専門委員会の運営に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

第4章 事務局

(事務局)

第12条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を東京都産業労働局農林水産部に置く。

2 事務局の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第5章 会 計

(経 費)

第13条 実行委員会の経費は、負担金及びその他収入をもって充てる。

(監 査)

第14条 実行委員会の決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会 計)

第15条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 解 散

(解 散)

第16条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散したときに有する残余財産は、東京都に帰属するものとする。

第7章 補 足

(補 則)

第17条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この会則は、実行委員会設立の日から施行する。
- 2 実行委員会の設立初年度の会計年度は、第15条第1項の規定にかかわらず、実行委員会設立の日から平成29年3月31日までとする。

別表 1 (第 4 条関係)

役職	団体名・職名
会 長	東京都知事
副会長	東京都議会議長 調布市長 東京都副知事
委 員	林野庁 関東森林管理局長 特別区長会 会長（荒川区長） 東京都市長会 会長（羽村市長） 東京都町村会 会長（奥多摩町長） 東京都森林組合 代表理事組合長 一般社団法人東京都木材団体連合会 会長 東京都合板組合連合会 会長 東京都林業研究グループ連絡協議会 会長 特定非営利活動法人森づくりフォーラム 理事 東京都農業協同組合中央会 会長 日本ボーイスカウト東京連盟 理事長 一般社団法人ガールスカウト東京都連盟 連盟長 公益財団法人東京都公園協会 理事長 東京都商工会議所連合会 会長 東京都商工会連合会 会長 東京都中小企業団体中央会 会長 公益財団法人東京都中小企業振興公社 理事長 公益財団法人東京観光財団 理事長 一般社団法人大多摩観光連盟 会長 東京都公立高等学校長協会 会長 東京都中学校長会 会長 東京都公立小学校長会 会長 東京都立特別支援学校長会 会長 一般財団法人東京私立中学高等学校協会 会長 東京私立初等学校協会 会長 東京都 教育長 東京都 政策企画局長 東京都 総務局長 東京都 財務局長 東京都 生活文化局長 東京都 オリンピック・パラリンピック準備局長 東京都 環境局長 東京都 産業労働局長 東京都 建設局長 東京都 港湾局長 東京都 水道局長 警視庁 総務部 参事官 東京都 議会局長
監 事	東京都 会計管理局長

別表 2（第 10 条関係）

役職名	団体名・職名
幹事長	東京都 産業労働局長
副幹事長	東京都 産業労働局 農林水産部長
幹事	林野庁 関東森林管理局 東京神奈川森林管理署長 特別区長会 事務局長 東京都市長会 事務局長 東京都町村会 事務局長 調布市 環境部長 東京都森林組合 参事 一般社団法人東京都木材団体連合会 事務局長 公益財団法人東京都農林水産振興財団 事務局長 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会 会場整備局 施設整備担当部長 東京都 政策企画局 調整部長 東京都 総務局 総務部長 東京都 総務局 行政部長 東京都 財務局 経理部長 東京都 生活文化局 私学部長 東京都 オリンピック・パラリンピック準備局 施設担当部長 東京都 オリンピック・パラリンピック準備局 スポーツ推進部長 東京都 環境局 自然環境部長 東京都 産業労働局 総務部長 東京都 産業労働局 産業企画担当部長 東京都 産業労働局 商工部長 東京都 産業労働局 観光部長 東京都 森林事務所長 東京都 建設局 公園緑地部長 東京都 港湾局 臨海開発部長 東京都 港湾局 港湾整備部長 東京都 水道局 浄水部長 東京都 教育庁 教育政策担当部長 東京都 教育庁 指導部長 警視庁 警備部 警備第一課長 東京都 議会局 管理部長